

第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)

【合唱部門】記録写真の撮影・販売に係る仕様書

本仕様書は、第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)合唱部門記録写真の撮影・販売に係る業務を受託する者が行う業務の内容について、必要な事項を定めたものである。

1 件名

第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)合唱部門記録写真の撮影・販売

2 契約期間

契約締結の日から令和2年9月末日(予定)まで

3 業務内容

上記大会における記録写真(集合写真を含む)販売にかかる撮影から販売までの業務全般

4 撮影日時・場所・内容

- (1) 撮影日時 ①本番大会 令和2年8月4日(火)9:20~19:00(予定)
②生徒交流会等 令和2年8月3日(月)16:00~17:50(予定)
なお、会場設営日は、8月3日(月)を予定しています。
- (2) 撮影内容 ①本番大会(各都道府県代表の演奏発表及び集合写真・開閉会行事)
②生徒交流会等(生徒実行委員企画による参加生徒との交流会及び講師による講習会)
- (3) 撮影場所 高知県立県民文化ホール オレンジホール
〒780-0870 高知県高知市本町4丁目3-30
TEL:088-824-5321 FAX:088-875-2003

5 撮影に関する仕様・留意点

- (1) 各団体全ての演奏写真及び集合写真を記録すること。
- (2) 演奏の流れに則って演奏者(全体のみでなく、ソロやパートなど)を的確に撮影できること。
- (3) 演奏中に、座席移動しながらの撮影及びフラッシュを焚いての撮影はできません。
- (4) 開・閉会式や、生徒交流会等の様子も撮影すること。
- (5) 集合写真は、第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会(以下、「高知県実行委員会」という。)と協議の上、大会の進行を妨げない場所に設営し、撮影すること。
- (6) 業務に必要な撮影機器等の搬入・搬出は、高知県実行委員会との協議の上、責任を持って行うこと。
- (7) 事前に参加団体(参加校)の演奏曲目・人数・出演時間など撮影業務に必要な情報のうち、高知県実行委員会が提供可能なものについては高知県実行委員会がとりまとめの上、撮影業者に提供する。ただし、参加校の住所・担当者名等は高知県実行委員会から提供することはできない。

(8) 高知県実行委員会が認めた者以外が本大会を撮影することは禁止とする。

6 記録写真の販売について

- (1) 各団体からの注文受付から納品まで、責任を持って行うこと。
- (2) 写真見本及び販売受付のマニュアル・注文書等を作成し、各団体にもれなく送付すること。
なお、いずれの写真にも「大会名・日付・会場名」の文字を入れること。
- (3) 大会終了後、できる限り速やかに見本を各団体に送付できること。
- (4) 価格はできる限り安価なこと。
- (5) 撮影された写真についてのクレームは選定事業者で対応するものとし、高知県実行委員会はその責を負わないものとする。
- (6) 本業務は演奏の記録としての撮影であり、出演者並びにその関係者以外への一般販売はできないものとする。よって、会場内には写真販売ブースを設置しない。

7 記録写真の提供について

大会終了後、高知県実行委員会が大会記録集を作成するためや広報・報道用（TV、新聞等での報道や後催県等での広報）に使用を認める関係機関へ提供するデータの一部を無償で提供する。

高知県実行委員会が提供データを使用する場合は、提供事業者名のクレジットを入れることとし、関係機関へ提供し使用する場合は、高知県提供のみのクレジットを入れることで無償で使用可能とすること。

大会記録集の作成用に下記場面の写真データを数枚ずつ提供すること。詳細や提供方法は別途、協議する。

- ・開閉会式での生徒や来賓の挨拶
- ・高知県や後催県（和歌山県・東京都）の出演場面（全体と部分アップ写真）
- ・生徒交流会の様子
- ・集合写真（高知県分）
- ・その他、必要な場面が生じたときは適宜対応すること。

8 費用について

本件に発生する費用は、すべて事業者の負担とし、高知県実行委員会は一切負担しないものとする。

9 参考

第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会 合唱部門

参加団体数 39 団体 出演生徒数 1,643 人

※高知大会も上記の団体数、出演生徒数（約1,600人）を見込んでいます。

10 留意事項

- (1) 主たる参加者が高校生であることを考慮すること。

- (2) 参加者の負担金額の設定及び提供内容については、高校生の大会にふさわしく、また高知県の特徴が反映されるよう配慮すること。
- (3) 業務の内容は、公益社団法人全国高等学校文化連盟との協議により、変更を求めることがある。
- (4) 大会が天災その他やむを得ない事情により中止となった場合や、業務の内容が変更された場合によって、協定を締結した事業者に損失が生じることがあっても、その損失の補償を請求することはできない。
- (5) 本事業について、調整や疑義が生じた場合は、その都度委託者と十分な協議をしたうえで実施するものとする。
- (6) 受託者は本業務の趣旨を理解し、業務を進めることとし、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる事項については、委託者の指示により、受託者の負担においてこれを処理する。
- (7) 商品の製造・販売は全て選定事業者の責任で行い、それらの行為によって、その他の第三者に損害が生じたとしても高知県実行委員会は一切責任を負いません。